

新型コロナウイルス感染症に関わる
人権への配慮について



岡山県人権啓発シンボルマーク

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

これから、研修を始めます。

本日のテーマは、「新型コロナウイルス感染症に関わる人権への配慮について」です。

この資料で研修する内容

1 人権学習や人権研修を振り返る

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

本日の研修内容は、

- 1 人権学習や人権研修を振り返る
 - 2 コロナ差別やコロナいじめの防止
 - 3 児童生徒の感染が確認された際の指導
 - 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止
- です。

この資料で研修する内容

- 1 人権学習や人権研修を振り返る
- 2 コロナ差別やコロナいじめの防止
- 3 児童生徒の感染が確認された際の指導
- 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

はじめに、コロナ差別について考える前に、わたしたち自身のことを振り返ってみましょう。

1 人権学習や人権研修を振り返る

これまでに学んだ人権問題について思い出しましょう。

教職員研修、人権学習の授業実践、自己啓発のために参加した人権教育・啓発研修会などで学んだことと、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別の問題に共通するところはないか考え、話し合ってみましょう。

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

これまで自分自身が学んだ人権問題や人権学習の授業実践などを思い出してみましょう。また、そのことは、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別の問題に共通するところはないか考え、話し合ってみましょう。（時間5分程度）

それでは、いくつかの班に発表してもらいます。1分程度でお願いします。（時間3分程度）

ありがとうございました。研修の初めに、いろいろな気づきがあったようですね。

さて、コロナ差別の問題は、新しい問題ですが、わたしたちは、人権教育を通じてさまざまな人権問題に向き合い、人権尊重の意義や偏見・差別の不合理について学んできました。

1 人権学習や人権研修を振り返る

これまでに学んだ人権問題について思い出しましょう。

ハンセン病問題

隔離政策や無らい県運動など官民挙げての排除
(長島愛生園や邑久光明園等の療養所)

ハンセン病への偏見

患者へのスティグマ(負の烙印)

家族等にも及んだ差別

他にも

H I V感染者・エイズ患者への偏見・差別

東日本大震災の避難者へのいじめや差別

水俣病等の公害に関わる偏見・差別 など

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

例えば、ハンセン病問題を想起した方も多かったのではないのでしょうか。ハンセン病患者に対しては、国によって隔離政策がとられました。また、行政・国民一体で行われた無らい県運動もありました。これらは、ハンセン病患者を地域社会から排除するだけでなく、ハンセン病への偏見や患者へのスティグマを強化することになりました。その偏見・差別は、家族や親族に及び、「死んでなお故郷に帰れない」遺骨が、現在も療養所の納骨堂に多数収められており、この強制隔離がもたらした社会的な影響の大きさが分かります。

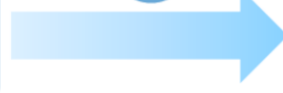
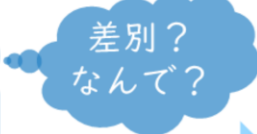
他にも、H I V感染者・エイズ患者、東日本大震災の福島県からの避難者、水俣病患者などを想起した方もいるでしょう。社会からの排除で、同和問題や在住外国人、出所した人などを想起した方もいるでしょう。

Ⅰ 人権学習や人権研修を振り返る

差別の構造を客観的に捉える

行為を行う側の
意識・意図

安心・安全
善意、正義



受ける側の
意識

差別
偏見



捉えにくいものを「人」に置き換え、
その人を遠ざけようとする。

自分や家族等が差別を受けないように
関係を持たない。

〇〇というレッテルを貼り、「社会
の安心・安全のため」として、本人
を特定して公表する。

排除、拒否

レッテル張り

プライバシー侵害

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

これらの偏見・差別の構造を客観的に捉えてみましょう。

多くの人権問題において、差別する側には、差別する意思や意図はない場合がほとんどです。自分の安全を守るため、相手のため、社会のためなどの理由があって行動します。ウイルスや細菌だけでなく、偏見や世間も見えませんが、その見えないものを見える「人」に置き換え、「危険」などとレッテルを貼り、その「人」を遠ざけようとし、また、自分や家族等が差別を受けないように、その問題と関係を持たないようにします。さらに、インターネットの発達した現代では、個人を特定して、その個人情報やプライバシーを公開することもあります。

このような行為を受ける側からすれば、合理的な理由もなく人とのつながりを拒否され、地域社会から排除されることにもなりかねません。このような行為は、差別やプライバシーの侵害であり、許されることではありません。

この資料で研修する内容

- 1 人権学習や人権研修を振り返る
- 2 コロナ差別やコロナいじめの防止
- 3 児童生徒の感染が確認された際の指導
- 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

次に、コロナ差別やコロナいじめの防止についてです。

（配付したリーフレット「新型コロナウイルスに負けない 感染防止と人権への配慮」をご覧ください。）

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

新型コロナウイルス感染症について理解しましょう。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症には、誰でもかかる可能性があります。
- ▶ 感染した人が悪いわけではなく、責められるものではありません。
- ▶ 偏見・差別が広がると、自分自身の感染を疑った人がそれを隠すようになり、結果として感染の拡大につながります。

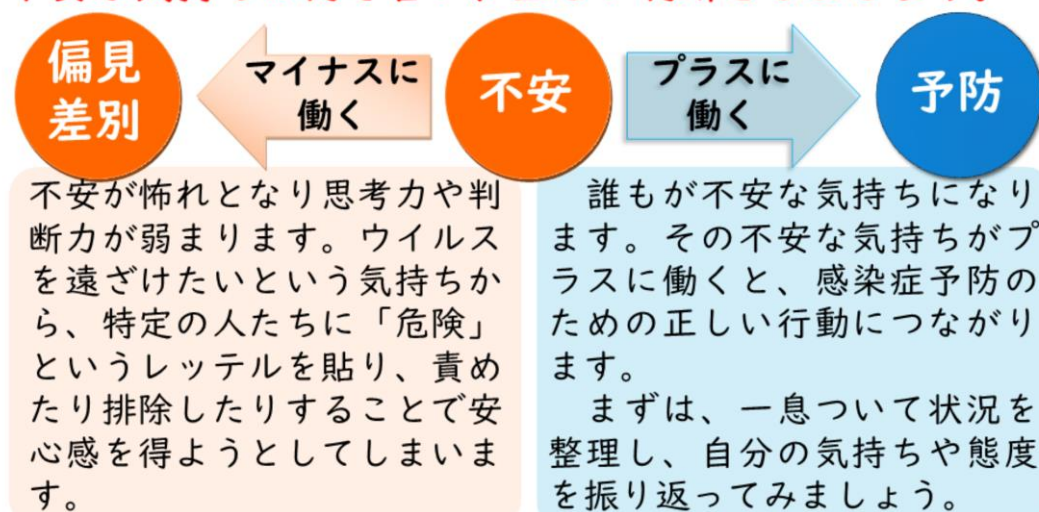
リーフレット「新型コロナウイルスに負けない 感染防止と人権への配慮」
(R2.10 岡山県人権教育推進マトリックス会議)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

新型コロナウイルス感染症について確認しておきましょう。
(スライドの3つを読む。)

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

不安な気持ちに向き合い、正しい判断をしましょう。



リーフレット「新型コロナウイルスに負けない 感染防止と人権への配慮」
(R2.10 岡山県人権教育推進マトリックス会議) より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

コロナ差別やコロナいじめを起こさないためには、不安な気持ちに向き合い、正しい判断をすることが大切です。

落ち着いて状況を整理し、自分の気持ちを見つめ、不安な気持ちの原因がどこにあるのか、その不安が自分の態度や行動にどんな影響を与えているのか、振り返ってみましょう。

2 コロナ差別やコロナいじめの防止

ウイルスから身を守るためであっても、感染症予防として正しい行動かどうか、他の人の尊厳を傷つけていないか、人権を侵害していないかを考え、判断することが大切です。

リーフレット「新型コロナウイルスに負けない 感染防止と人権への配慮」
(R2.10 岡山県人権教育推進マトリックス会議)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

「コロナ差別やコロナいじめの防止」のまとめです。
(スライドを読む。)

この資料で研修する内容

- 1 人権学習や人権研修を振り返る
- 2 コロナ差別やコロナいじめの防止
- 3 児童生徒の感染が確認された際の指導
- 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

次は、児童生徒の感染が確認された際の指導についてです。

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

児童生徒の感染が確認された場合、コロナ差別やコロナいじめが起きないようにするため、児童生徒に対してどのような指導が必要か、話し合ってみましょう。

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

本校の児童生徒に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、コロナ差別やコロナいじめが起きないようにするため、児童生徒に対してどのような指導が必要でしょうか。話し合ってみましょう。

(時間5分)

ありがとうございました。大切なことは、話合いの中でしっかり出ていたようですが、皆さんで確認していきましょう。

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

児童生徒の感染が確認された場合、コロナ差別やコロナいじめが起きないようにするため、児童生徒に対してどのような指導が必要か、話し合ってみましょう。

- 感染した児童生徒への偏見・差別は許されないこと
- 感染した児童生徒を特定しようとしたり、うわさ話をしたりしないこと
- 感染した児童生徒の個人情報等をインターネット上に掲載しないこと

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」
(岡山県教育委員会)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

児童生徒への指導内容は、大きく3つあります。

(スライドを読む。)

一つずつ具体的にみてみましょう。

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

➤ 感染した児童生徒への偏見・差別は許されないこと

これまで学習してきた人権問題との関連を図り、感染した人をいじめたり、差別したりする行為は、絶対に許されないことを指導しましょう。

誰でも感染する可能性があり、感染した人が悪いわけではなく、責められるものではないことや、偏見・差別が広がると、自分自身の感染を疑った人がそれを隠すようになり、結果として感染の拡大につながることを伝えましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」
(岡山県教育委員会)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

まず、感染した児童生徒への偏見・差別は許されないことについてです。

(スライドを読む。)

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

- 感染した児童生徒を特定しようとしたり、うわさ話をしたりしないこと

感染者を特定しようとしたり、うわさ話をしたりする行為は当事者の心を傷付け、追い込むことにもなりかねないことを指導しましょう。

自分が感染した本人だったら、周囲の人にどんなことをしてほしいのか、どんなことはしてほしくないのかを考えさせましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」
(岡山県教育委員会)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

2つめは、感染した児童生徒を特定しようとしたり、噂話をしたりしないことについてです。

(スライドを読む。)

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

- 感染した児童生徒の個人情報等をインターネット上に掲載しないこと

感染した児童生徒について、学年、クラス、部活動等の個人情報、感染前の行動や発言をインターネット上に公開することはプライバシーの侵害にあたることを指導しましょう。

※保護者から感染した児童生徒の学年学級、氏名、住所、所属する部活動等の問合せがあっても、個人情報に当たるので答えられないことや、自治体（保健所）の発表以上のことは答えられないことを伝えましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」
(岡山県教育委員会)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

3つめは、感染した児童生徒の個人情報等をインターネット上に掲載しないことについてです。

(スライドを読む。)

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

指導後に、新型コロナウイルス感染症に関して、次のように児童生徒が尋ねてきた場合、どのように対応しますか。

話し合ってみましょう。

A 先生、感染したのはだれですか。

B 先生、感染した人のせいで ですか。

※ には、部活動の大会等への不参加、学校行事の中止等を当てはめて考えましょう。

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

それでは、指導後に、新型コロナウイルス感染症に関して、次のように児童生徒が尋ねてきた場合、どのように対応しますか。

A 先生、感染したのはだれですか。

B 先生、感染した人のせいで～ですか。

～の部分には、部活動の大会等への不参加、学校行事の中止等を当てはめて考えます。

それでは、どちらか一つを選んで、話し合ってみましょう。

(時間 5分)

ありがとうございました。

いろいろな御意見があったようですが、対応のポイントを確認していきましょう。

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

A 先生、感染したのはだれですか。

感染の不安を抱えて質問してきている場合もあります。「知らない」と嘘をつくなど、不誠実な対応をすることは、信頼を損なうことにつながります。

感染拡大防止のための必要な情報は、学校から知らせていることをまずは伝え、なぜ知りたいのかを尋ね、児童生徒自身にその質問の意味を考えさせましょう。そして、感染者を特定することは、感染拡大防止につながらない上、プライバシーの侵害となる恐れがあることを踏まえ、「答えることはできない」と伝えましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」
(岡山県教育委員会)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

まず、Aの感染者が誰か、尋ねてきた場合の対応です。
(スライドを読む。)

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

B 先生、感染した人のせいで ですか。

感染した児童生徒を責める言動があった場合、学校・学年等の閉鎖や部活動停止等に対する不安・不満等があれば、それを受け止めつつ、学校で指導してきた内容を再確認し、感染した児童生徒も精神的に傷付いていることを伝えたり、どのような気持ちで療養しているか想像させたりして、誰も傷付くことがないようにするための行動を促しましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」
(岡山県教育委員会)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

次に、Bの感染した児童生徒を責めるような発言があった場合の対応です。

(スライドを読む。)

感染した児童生徒だけでなく、他の児童生徒も不安やストレスを抱えている可能性があることを忘れてはいけません。感染した児童生徒を心配している気持ちを持っていることもあるでしょう。

不誠実な対応や頭ごなしに叱るのではなく、児童生徒の気持ちに寄り添い、理解に努めた上で、指導することが大切です。

3 児童生徒の感染が確認された際の指導

**感染者が誰なのか、児童生徒同士で噂話
をしている場面に出会ったときには、次のよう
に指導しましょう。**

頭ごなしに叱るのではなく、どのような気持ちで話をしていたのか尋ね、感染への不安があれば、相談室や保健室等での個別の相談を勧めましょう。

興味本位の場合には、これまで指導してきた内容を確認し、自分自身が感染した場合を想像させた上で、このような行為をやめるよう指導しましょう。

「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル【県立学校用】R3.8.31 Ver.3」
(岡山県教育委員会)より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

また、直接、わたしたち大人に言ってこなくても、児童生徒同士で噂話をしている場面に出会うことがあるかもしれませんが、その対応は基本的には同じです。

(スライドを読む。)

この資料で研修する内容

- 1 人権学習や人権研修を振り返る
- 2 コロナ差別やコロナいじめの防止
- 3 児童生徒の感染が確認された際の指導
- 4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

最後は、ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止についてです。

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

児童生徒にワクチン接種をしたかどうか、挙手させたり個別に聞き取りしたりする行為について、どんな問題があるのか考えて、話し合ってみましょう。

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

報道等でもありましたが、児童生徒にワクチン接種をしたかどうか、挙手したり個別に聞き取りしたりする行為について、どんな問題があるのかを考えて、話し合ってみましょう。

(時間 5分)

ありがとうございました。

大切なことは、話合いの中でしっかり出ていたようですが、皆さんで確認していきましょう。

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

児童生徒にワクチン接種をしたかどうか、拳手させたり個別に聞き取りしたりする行為について、どんな問題があるのか考えて、話し合ってみましょう。

- ワクチン接種への個々の事情や意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生じかねない。
- 合理的な理由もなく尋ねることは、プライバシーの侵害につながりかねない。

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

問題は、大きく2つあります。

(スライドを読む。)

一つずつ具体的にみてみましょう。

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

- ワクチン接種への個々の事情や意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生じかねない。

質問した側の意図がどうであれ、質問された側は「**ワクチン接種はすべき**」と強制されていると感じる可能性があります。

また、接種した人が多数を占める状況では、「**ワクチン接種はみんなするもの**」という前提で物事が進んでしまう可能性があり、そうになると、個人の意思と違っても、接種せざる得なくなり、接種できない人は取り残されてしまいます。

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

まず、ワクチン接種への個々の事情や意向が必ずしも尊重されず、同調圧力を生じかねないことです。

(スライドを読む。)

学校では、児童生徒に挙手させて、いろいろなことを聞き取ろう、あるいは調べようとしませんが、尋ねる前に、同調圧力を生じさせはしないか、同調圧力を利用して物事を進めようとしていないか、立ち止まって考えることが大切です。

時に同調圧力が、好ましい行動を促す力になる場合もありますが、息苦しさや反対の声を上げにくい雰囲気につながりやすく、すべての子どもたちにとって、過ごしやすい学校・学級づくりとはなりません。好ましい行動への変容は、子どもを信じてじっくり取り組みましょう。

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

- 合理的な理由もなく尋ねることは、プライバシーの侵害につながりかねない。

ワクチン接種は自分の命や健康を守るために打つものです。「自分のことは自分で決める」という**自己決定権は尊重されなければなりません**。

また、打たない理由について尋ねることは、知られたくない持病等を聞き出すこと（**カミングアウトの強要**）になるかもしれません。

※知り得たことを**本人の了承なく他の人に伝えることは、アウティングであり、人権侵害に当たる行為です**。

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

もう一つは、合理的な理由もなく尋ねることは、プライバシーの侵害につながりかねないことです。

（スライドを読む。）

個人のアイデンティティやプライバシーに関すること、例えば国籍、民族、障害の有無、既往歴、家族の状況等、これらが無遠慮に尋ねられることは、プライバシーを侵害されたと感じる人もいます。自分のことをどこまで話すかは、その人自身が決めることです。教師による質問だけでなく、児童生徒同士の会話の中にも、カミングアウトの強要やアウティングにつながりかねないものがないか、普段から留意してください。

4 ワクチン接種の有無による差別やいじめの防止

ワクチン接種の有無による差別やいじめが起きることがないように児童生徒に指導する内容

- ▶ ワクチンの接種は強制ではないこと
- ▶ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- ▶ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人もいること
- ▶ ワクチンの接種についての判断は、尊重されるべきであること

※保護者にも必要に応じて、これらのことを伝え、理解を求めてください。

「新型コロナワクチン接種に関わる差別やいじめの防止について」
(R3.7.13 岡山県教育委員会通知) より

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

ワクチン接種の有無による差別やいじめが起きないように児童生徒に指導する内容を確認しておきましょう。

(スライドを読む。)

新型コロナウイルス感染症に関わる人権への配慮について

研修の冒頭に振り返っていただいたように、学校では、これまで様々な人権教育の取組を実践してきました。特に、個別の人権課題を取り上げた人権学習を通じて、人権尊重の意義や偏見・差別の不合理性について、児童生徒とともに先生方も感じてこられたことでしょう。

コロナ差別のような新たな人権侵害が発生しても、これまでの取組を想起し、何が問題なのかを捉え、問題解決に向けてわたしたちにできることを考え、実践していきましょう。

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

(スライドを読む。)

研修、お疲れ様でした。